

第1回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成24年10月3日（水）19:00～20:30

■場 所：山王パークタワー6階 消費者委員会大会議室
（東京都千代田区永田町2-11-1）

■出席者（敬称略、50音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：畑村洋太郎

委員長代理：松岡猛

委員：片山登志子、中川丈久、細田聡、松永佳世子、丸井英二

<消費者庁>

阿南長官、松田次長、草桶審議官、服部総務課長、宗林消費者安全課長、
金児事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者庁長官挨拶
3. 消費者安全調査委員会委員紹介
4. 委員長互選
5. 消費者安全調査委員会の今後の運営について
 - ・消費者安全調査委員会運営規程について
 - ・部会と専門調査会の設置について
 - ・事故等原因調査等の申出書の様式について
 - ・事故等原因調査等の対象の選定指針について
 - ・警察庁との取り決めについて
6. その他
7. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 消費者庁長官挨拶
3. 消費者安全調査委員会委員紹介
各委員が自己紹介を行った。

4. 委員長互選

委員の意見が一致し、畑村委員が委員長に互選された。

(委員長挨拶)

畑村委員長が委員長就任の挨拶を行った。

- ・ 事故の本質をとらえるために、どの視点からどれだけのことを考えたらいいかという、未知のことにチャレンジしないといけない。
- ・ 事故やいろいろなトラブルに苦しんでいる人の視点を入れて物事を見ないと、本当のことは見えないと思う。
- ・ 丁寧にこの仕事をやるしかない。委員、事務局、報道機関の方々、みんなと一緒に、なぜ事故が起こったのかということだけではなくて、被害を受けた人がどんなふうにそれを捉えていて、どのような苦しい場所にいるのかということ、その人たちの立場に立って考えていきたいと思うので、是非、協力していただきたい。

(委員長代理の指名)

畑村委員長が委員長代理として松岡委員を指名した。

5. 消費者安全調査委員会の今後の運営について

(1) 消費者安全調査委員会運営規程について

原案どおり決定。特段の意見なし。

(2) 部会と専門委員会の設置について

(事故調査部会設置規程(案)について)

原案どおり決定。特段の意見なし。

(製品事故情報専門調査会設置規程(案)について)

原案どおり決定。

(委員からの主な意見)

- ・ 製品起因でない、誤使用だとして原因究明が十分なされていない事故が、かなりの数存在すると思う。消費者は十分な調査の上で製品起因かどうかの判断をすべきとの期待を強く持っている。専門調査会での議論をこの委員会にも報告し、十分議論できるようにすべきである。
- ・ 直接の原因だけでなく、背景要因とか間接要因とかを適切に認識して事故を見ていくべき。

(3) 事故等原因調査等の申出書の様式について

一部を修正して決定。

(委員からの主な意見)

- ・ 5ページ留意事項の2つ目の●は申出者にとって、よりわかりやすく修正すべき。

※ 申出書の様式及び記入例の5ページの下方、留意事項の2つ目の●は以下のようになった。

- 個人の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除いた申出内容の概要を、生命身体事故等の再発防止・拡大防止のため、消費者安全調査委員会又は消費者庁が、事故報告書以外でも公表する場合があります。事故報告書以外での公表を望まれない方はお申し出ください。

(4) 事故等原因調査等の対象の選定指針について

原案どおり決定された。

(委員からの主な意見)

- ・ 選定指針に挙げられている6つの要素は、and で考えるのではなく or だと思った方がよい。
- ・ 全ての条件をみたしていない事案、少数の条件しかみたしていない事案であっても、その程度が重大であったら対象とするという柔軟な対応ができるよう、「or」と「総合的に」は重要。

(5) 警察庁との取り決めについて

事務局から警察庁との取り決め文書の案及び警察庁との調整の状況を報告。

6. その他 (フリートーカー)

(事案選定に関して)

- ・ できる限り多くの事故を調査するという要請と、十分に事故調査を行うという要請との兼ね合いが、重要な課題である。
- ・ 事案選定においては、1件1件の規模は小さくても多発しているものにも注目すべき。また、解決可能性という要素も1つの考慮要素になるのではないか。

(事故等原因調査等に関して)

- ・ 被害者からの聞き取りが重要。そのために、被害者にも原因究明の理解と協力を求めることが必要。
- ・ 事業者も含めて、原因究明や再発防止に取り組める仕組みが必要。
- ・ 具体的な生活環境の中で消費者がどのように使用したのか、という視点が重要。

- ・真実を明らかにして、違うことで悩んでいる被害者等の悩みを解消してあげることも重要な役割である。

(情報提供に関して)

- ・議事概要を利用して、適切な範囲で情報を公表することも検討すべき。
- ・消費者の情報提供に関する期待に応えることと事故調査を適正に実施することとの兼ね合いが課題である。

- 本日の議事要旨と資料1から7まで、参考資料1から5までを後日ホームページ等で公表することを決定。

7. 閉会

以上

第2回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成24年11月6日（火）10:00～12:00

■場 所：山王パークタワー6階 消費者委員会大会議室
（東京都千代田区永田町2-11-1）

■出席者（敬称略、50音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：畑村洋太郎

委員長代理：松岡猛

委員：片山登志子、中川丈久、細田聡、丸井英二

<消費者庁>

阿南長官、松田次長、草桶審議官、服部総務課長、宗林消費者安全課長、
金児事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後の運営について
 - ・製品事故情報専門調査会運営規程について
 - ・警察庁との取り決めについて
 - ・消費者安全調査委員会による情報の公表について
3. 個別事案について
 - ・申出事案の検討について
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

議事に入る前に畑村委員長より以下の件を報告。

- ・ 消費者安全調査委員会令に基づき、本日、参考資料1のとおり、事故調査部会に属すべき委員等を指名し、事故調査部会長として松岡委員を指名した。
- ・ 製品事故情報専門調査会設置規程に基づき、本日、参考資料2のとおり、製品事故情報専門調査会に属すべき委員等を指名し、座長として齋藤委員を指名した。

2. 消費者安全調査委員会の今後の運営について

- (1) 製品事故情報専門調査会運営規程について
原案どおり決定。特段の意見なし。
- (2) 警察庁との取り決めについて

事務局から、警察庁と締結する文書案と調整の状況を報告。文書案のとおり事務方で締結の手続きを進めることになった。

(委員からの主な意見)

- ・ 警察から調査委員会に対して、調査委員会の科学的な知見の活用、その他の捜査に必要な協力の要請があったときは、調査委員会は支障のない限り、これに応じるものとするが、これは事故調査の刑事捜査からの独立性という、最も根幹の問題に関わる。この協力については、関係者が知見や情報の提供に抑制的にならないよう運営していくことが重要。
- ・ 警察からの要請に対して、調査委員会が事故調査で把握した「事実」は提供してもかまわないと考えるが、調査委員会が事実に基づいて事故の原因を推定したもの、つまり、「見解」に当たる部分を提供して、刑事裁判等に使用されるのは問題ではないか。
- ・ 警察から要請があって知見を提供する場合は、その内容につき必ず、調査委員会で判断をする。その際には、本日の議論を基に判断していくべき。

(3) 消費者安全調査委員会による情報の公表について

原案どおり決定された。

(委員からの主な意見)

- ・ 調査等の対象として選定した事実を原則公表しない理由としては、調査委員会がある事業者を調査の対象とすることを公にした場合、事故原因調査という考え方がまだ十分に社会に根付いていない現時点では、その事業者が社会的にある種の制裁を受けたと感じるおそれがあり、その結果、事業者と調査委員会とが敵対関係になってしまうと、事業者からの真摯な情報提供が受けられなくなり十分な調査ができないからである。
- ・ 申出者に対して、申出のあった事故が調査対象になったことを伝える際に、「調査を円滑に進めるため、調査委員会としては、選定した事実を公表しないので、その点につき配慮していただきたい」との当委員会の希望を伝える必要があるのではないか。

3. 個別事案について

(1) 申出事案の検討について

10月1日から19日までに申出があった21件と、11月5日に申出のあったエレベーター事故の1件の計22件を検討し、調査等の対象として5件を選定した。

(委員からの主な意見)

- ・ 事故をどのような視点（物、人、使い方など）で見ていくかを確立して一つ一つの事例を考えていかなければならない。
- ・ 調査の対象として選定されたことを申出者に伝える場合、調査には限界があること、時間がかかりかかるかもしれないことを伝えた方が良い。

- ・ 調査の結果が出るのが遅くなると、何か事情があるのではないかと、何か恣意的に隠しているのではないかと疑心暗鬼になってしまい、いろいろな意味で信頼関係が崩れてしまうことがあり得る。このため、申出者に対し調査の進捗情報を提供していくことが大切であり、そのことにより申出者の納得が得られるのではないかと。
- ・ 事案を選定したという事実の公表について、選定はしたけれども公表しないものがあるということ、申出者にも伝えておく必要がある。また、選定した事実の公表について、調査を十分になしとげるためには公表しないのが原則であって、調査への支障という恐れのないものだけを公表するという枠組みの大切さを、マスコミなどにも理解してほしいと思う。
- ・ エスカレーターの事故については、再発防止のための原因究明を製品だけにとらわれずに広い視点で行っていくべきとの視点から、国土交通省の調査の結果を評価すべき。
- ・ ガス湯沸器の事故については、これまで行われている調査を整理して、評価する必要がある。
- ・ エレベーター事故については、金沢市で再び同様の事故が発生したことを受け、国土交通省の事故調査報告書を再発防止の観点から評価することとし、金沢市の事故は重要参考事案として情報収集を進める。
- ・ 調査を行う事故として本日選定された2件の内容を公表しない理由は、この時点で公表すると関係者への影響が大きく、調査に協力してもらえなくなる恐れが相当程度あるからである。

※ エレベーター事故の選定に関する審議に当たっては、畑村委員長は中座し、松岡委員長代理が議事を進行した。

《その他》

- 本日の議事要旨と資料1、資料2、参考資料1、参考資料2を後日ホームページ等で公表することを決定。また、選定した事案のうち、エスカレーター事故については国土交通省の調査が公表されており関係者への影響も少ないと考えられることから選定の事実を公表し、ガス湯沸器とエレベーターについては社会的に周知の事案であり関係者への影響も少ないと考えられることから選定の事実を公表することを決定。なお、選定事案については、整理した上でも公表することとした。
- 次回は12月に開催する予定であるが、その会合は30分延長して2時間半とする。
- 今回選定しなかった申出事案については、継続審議とする。

4. 閉会

以上

【消費者安全調査委員会専門委員】

河村	真紀子	主婦連合会事務局次長
北村	光司	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター研究員
河内	まき子	独立行政法人産業技術総合研究所招聘研究員
仲野	禎孝	独立行政法人国民生活センター商品テスト部テスト管理課課長
野守	耕爾	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター研究員
松本	浩司	独立行政法人国民生活センター商品テスト部テスト第2課主査
宮崎	祐介	東京工業大学大学院情報理工学研究科准教授
吉田	梨沙	独立行政法人国民生活センター商品テスト部テスト第1課主査

(以上8名 平成24年11月5日付)

消費者安全調査委員会運営規程

平成24年10月3日
消費者安全調査委員会決定

(総則)

第1条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び消費者安全調査委員会令（平成24年政令第249号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(書面による議決)

第2条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付することにより賛否を問い、その結果をもって調査委員会の議決とすることができるほか、意見を徴することができる。

2 前項の場合において、委員長は、その議決に係る事項を次に招集する会議において報告しなければならない。

(会議への出席)

第3条 委員長は、臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(議事録)

第4条 調査委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他の事項

(会議の公開等)

第5条 当事者若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は率直な

意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる等の公共の利益を害するおそれがあるため、調査委員会の会議の公開及び議事録の公表は、行わないものとする。ただし、調査委員会が必要と認める場合については、会議の全部若しくは一部の公開又は議事要旨の公表を行うことができる。

- 2 会議の配布資料については、当事者若しくは第三者の権利利益を不当に害するおそれ又は意思決定の中立性が不当に損なわれる等の公共の利益を害するおそれがないものとして、別に定めるところにより、調査委員会が適当と認める場合は、当該部分を公表することができる。
(部会)

第6条 第2条から第5条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調査委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って決める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

事故等原因調査等の対象の選定指針

平成24年10月3日
消費者安全調査委員会決定

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項に定める事故等原因調査及び法第24条第1項に定める他の行政機関等による調査等の結果の評価の対象となる生命身体事故等を選定するに当たり、次に掲げる要素を総合的に勘案して判断するものとする。

（公共性）

- 1 生命身体事故等に係る商品等又は役務と同種又は類似の商品等又は役務が広く消費者の利用に供されていること、生命身体事故等が個別の特殊事情によって生じたものではなく広く消費者に発生し得るものであることなど、同種又は類似の生命身体事故等が発生するおそれがあること。

（被害の程度）

- 2 単一の生命身体事故等が、法第2条第7項に定める重大事故等に該当すること。

（単一事故の規模）

- 3 単一の生命身体事故等において、当該生命身体事故等の性質に照らして多数の消費者の身体に被害が発生し又は発生するおそれがあること。

（多発性）

- 4 直近の一定期間に、同種又は類似の生命身体事故等が当該生命身体事故等の性質に照らして多数発生していること。

（消費者による回避可能性）

- 5 消費者が自らの行為によって生命身体事故等の発生を回避することが困難であること。

（要配慮者への集中）

- 6 高齢者、障害者、乳幼児その他の消費者安全の確保の観点から特に配慮を要する者が主として被害を受け又は受けるおそれがあること。

なお、事故等に関する事実が確認できない等の理由により、事故等原因調査等の対象として選定しなかった案件であっても、その後に入手可能となった情報等に基づき、事故等原因調査等の対象として選定することがありうるものとする。

消費者安全調査委員会による情報の公表について

平成 24 年 11 月 6 日
消費者安全調査委員会決定

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の行う事故等原因調査等は、事故等の再発・拡大を防止し消費者の安全を確保するために行われるものであるから、その情報をできる限り被害者等及び消費者に提供し、事故等の再発・拡大防止に役立てる、という要請がある。また、調査委員会の活動状況に関する説明責任を果たす観点からは、透明性の確保が求められる。

しかし、一方で、調査委員会が事故等原因調査等を適切に遂行することも調査委員会の責務であることから、調査の密行性や調査委員会での自由な議論が可能となる環境を確保して、円滑に事故等原因調査等を実施する、という要請もある。

さらに、事故等の原因関係者その他の関係者（以下「関係者等」という。）の正当な利益を害さない、という要請もある。

調査委員会による情報の公表については、これらの要請のバランスを保つ必要がある。したがって、調査委員会は、事故等原因調査等に係る情報について、原則として次のとおり取り扱うものとする。

第 1 調査委員会における情報の取扱い

1. 事故等原因調査等の内容及び結果の取扱い

- (1) 事故等原因調査等の内容及び結果の公表は、報告書による。
- (2) 上記(1)にかかわらず、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 項に規定する場合のほか、報告書を公表するまでの間に、調査委員会が事故等の再発・拡大防止のため消費者へ情報を提供する必要があると判断した場合には、関係者等への影響を考慮しつつ、適切な範囲で情報を公表する。

2. 調査等を行う事故等を選定したという事実の取扱い

- (1) 調査委員会が特定の事故等を事故等原因調査等の対象として選定したという事実は、公表しない。
ただし、選定した事故等の件数及びそれらの属する製品・役務等の分野名は公表する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当該事故等を選定したという事実を公表しても事故等原因調査等に支障がなく、関係者等への影響を勘案しても、消費者へ情

報を提供する利益が上回る場合には、選定したという事実を公表する。

3. 報告書の公表後における取扱い

調査により収集した情報、分析等のデータ、調査従事者の意見等の原資料は、報告書の公表後においても公表しない。

4. 申出に関する情報の取扱い

申出の件数及びそれらの属する製品・役務等の分野名を、消費者事故等に該当しない事案を含め、公表する。

なお、調査委員会は、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、申出に係る生命身体事故等の情報を消費者庁に通知する。

第 2 委員等の対応

1. 事故等原因調査等の内容等について

委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、上記第 1 に基づき調査委員会が公表する情報以上のものは、公表しない。

2. 報告書について

- (1) 委員等は、報告書に記載された内容を消費者に分かりやすく解説することが推奨される。
- (2) 上記(1)の解説において、委員等が報告書について個人的な見解に基づき話をするときは、「私見によれば」と断り、調査委員会としての見解との区別を明らかにすることとする。
- (3) 委員等は、上記(1)の解説を行う場合などには、関係者等の正当な権利を害することがないように留意することとする（例えば、関係者等による個別の供述などについては、本人の同意なくこれを明らかにすることはできない）。

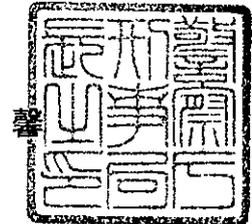
第 3 検討

調査委員会における情報の取扱い及び委員等の対応については、具体的な事故等原因調査等の実施状況等を踏まえ、更に検討するものとする。

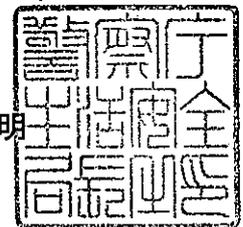


警察庁丙刑企発第98号
警察庁丙捜一発第63号
警察庁丙生企発第136号
警察庁丙生経発第14号
警察庁丙交企発第131号
警察庁丙交指発第34号
消安全第318号
平成24年11月16日

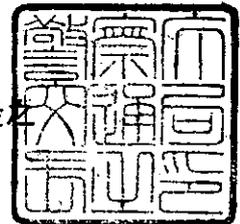
警察庁刑事局長 舟本



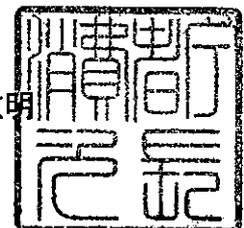
警察庁生活安全局長 岩瀬 充明



警察庁交通局長 石井 隆



消費者庁次長 松田 敏明



警察庁と消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法の一部を改正する法律（平成24年法律第77号）の施行に当たり、その運用は下記によることとし、警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、互いに協力することを確認する。

記

1 情報提供

調査委員会から警察に対し、事故等原因調査に資する情報の提供の要請があったときは、警察は支障のない限りこれに応じるものとし、警察から調査委員会に対し、犯罪捜査に資する情報の提供の要請があったときは、調査委員会は支障のない限りこれに応じるものとする。

2 相互の調整等

- (1) 警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が競合する場合において、調査委員会、委員長、委員若しくは専門委員又は消費者庁職員が消費者安全法第23条第2項若しくは第3項又は第27条第2項若しくは第4項の規定による処分（以下「法第23条第2項等の規定による処分」という。）をするとき、警察と調査委員会又は消費者庁は、事前に協議し、犯罪捜査と事故等原因調査が相互に支障をきたさないように調整を図るものとする。
- (2) 調査委員会から警察に対し、法第35条の規定による協力の要請があったときは、警察は支障のない限りこれに応じるものとする。
- (3) 警察から調査委員会に対し、調査委員会の科学的な知見の活用その他の捜査に必要な協力の要請があったときは、調査委員会は支障のない限りこれに応じるものとする。
- (4) 法第23条第2項等の規定による処分は、警察に対しては、これを行行使しないものとする。
- (5) 警察と調査委員会は、事故等原因調査の実施状況等を踏まえ、本書の実施について、必要に応じ、細目を検討するものとする。